

# 平成24年就業構造基本調査の結果を見る際の主な留意点

## 1. 調査の範囲と調査の対象について

- 平成24年就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を把握することを目的として、平成24年10月1日（調査日）現在で実施しました。

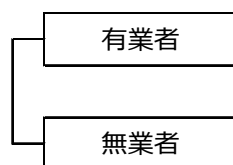
この調査の対象範囲は、**調査日において我が国に常住する15歳以上の人（外国人を含む）**ですが、次の人は除かれます。

- ① 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
  - ② 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
  - ③ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
  - ④ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
  - ⑤ 少年院、婦人補導院の在院者
- 「人口推計」（総務省統計局）によれば、平成24年10月1日現在における15歳以上人口は、11097万人（上記①及び②を含まない人口）となっています。  
この人口から、上記③、④及び⑤を除いた人口は推計で11082万人となっており、この**11082万人が実際の調査の範囲となる人口**です。
  - 実際の調査は、全国から抽出した世帯の15歳以上の世帯員を対象に実施しており、報告書の結果数値は、**実際の対象となった約47万世帯の約100万人**の調査に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものです。

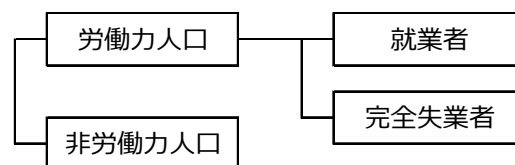
## 2. 就業状態の把握について

- 人口調査において、就業状態（収入を伴う仕事をしているかどうか）を把握する方法には、一定期間の状態により把握するアクチュアル（actual）方式と、ふだんの状態により把握するユージュアル（usual）方式があります。
- **就業構造基本調査では**、15歳以上の人**の就業・不就業について**、構造調査であることから「ふだん」の状態によって把握する**ユージュアル方式**で調査しています。一方、労働力調査は動向調査であることから、「月末1週間」の状態によって把握する**アクチュアル方式**で調査しています。
- 就業状態については、それぞれの把握方式により、次のように区分されます。

【ユージュアル方式：就業構造基本調査】



【アクチュアル方式：労働力調査】



《参考》この把握方式の差異により、例えば毎年季節的に仕事をしている人、仕事をもっていないがたまたま月末に仕事をした人などの場合には、就業として数えられる人の数が違ってきます。

- ・平成24年就業構造基本調査 … 有業者6442 無業者4639
  - ・労働力調査（平成24年平均） … 就業者6270 完全失業者285 非労働力人口4540
- [単位はすべて「万人」]

### 3. 派遣社員の区分について

- 有業者の産業は、その人が所属する事業所（会社）における事業内容（産業）によって分類していますが、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、派遣元の事業所ではなく、実際に仕事をしている派遣先の事業所の事業内容（産業）によって区分しています。  
《参考》労働者派遣事業所の社員の場合は、労働者派遣事業所としての産業（サービス業）に区分されます。

### 4. 所得について

- 所得（収入）については、世帯員（個人）に関する所得と、世帯に関する所得について集計していますが、世帯員（個人）に関する所得は、主な仕事からの1年間の収入について集計したものです。したがって、例えば、副業などの仕事から得られた収入は含まれていません。
- 世帯に関する所得（世帯所得）は、世帯員の仕事からの収入のほか、年金、恩給等の定期的な得られる収入（土地などの売却収入、相続・贈与、退職金などの臨時的な収入を除く。）も含めた、全ての世帯員の年間収入の合計です。したがって、各世帯員の主な仕事からの収入を合計したものと世帯所得は必ずしも一致しません。

### 5. 転職就業者について

- 就業異動に関するものとして、転職就業者の産業間異動などを集計していますが、この「**転職就業者**」とは、前職のあった人が転職して、調査日現在において就業中である人を表します。したがって、前職を辞めて、調査日現在仕事をしていない人（無業者）は含まれていないので、就業異動を捉える場合に注意が必要です。
- 就業者数は、就業異動の観点では、次のような関係になります。  
就業者数（現在） = 一定期間前の就業者数  
+ 一定期間内の新規就業者数  
+ 一定期間内の転職就業者数  
- 一定期間内の離職者数

### 6. 起業者について

- 「会社などの役員」及び「自営業主」について、今の仕事（事業）が自ら起こしたものであるかどうかを調査し、自ら起業した場合に「起業者」としています。  
なお、起業した時期は調査していないため、「会社などの役員」・「自営業主」の年齢が高くなるにつれて起業者の数が多くなっている点に注意が必要です。
- 全体として「起業者」の集計のほかに、最近における起業の状況を捉えるために、過去5年間に転職して起業した人（過去5年間の転職起業者）についての結果を集計しています。

### 7. 「東日本大震災の仕事への影響」について

- 就業構造基本調査において、「東日本大震災の仕事への影響」は、平成23年（2011年）3月11日に宮城県沖を震源に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴い発生した津波、その後の余震及び福島第一原子力発電所事故の直接の被害による仕事への影響をいいます。

○ 「震災の直接の被害」とは、例えば、以下のような被害を指します。

【自宅や自身の勤める事業所への物的被害，自身や自身の家族への人的被害】

- ・ 自身が勤める事業所が閉鎖した，又は事業所若しくは事業所の機材が損壊した
- ・ 自宅や自身の勤める事業所が原子力発電所事故による避難区域（警戒区域，避難指示区域等）になった
- ・ 自宅が倒壊・損壊した
- ・ 自身又は自身の家族が死傷した

【その他，サプライチェーンの寸断など】

- ・ 本社が被害を受けたことにより，企業全体の事業継続に支障を来した
- ・ 取引先の事業所が被害を受け，物流が滞ったため事業継続に支障を来した
- ・ 交通網が寸断されたことで一定期間通勤できなくなった
- ・ 地震や津波等の被害により，避難や転居を余儀なくされた

ただし，計画停電の影響，原子力発電所事故等による風評被害の影響，震災後の自粛ムードの影響及び帰宅や通勤が一時的に困難になった状況（震災直後の帰宅困難者等）のようなものは含めていません。

○ 「避難」とは，避難所や親戚・知人宅，仮設住宅などにおける生活を強いられた場合をいい，また，これには旅館，ホテル，公営住宅や自治体が借り上げた民間賃貸住宅（いわゆる「みなし仮設」）も含まれます。

ただし，以下の場合には本調査においては「避難」に含めていません。

- ・ 震災当日など，単に危険を回避できる場所に一時的に避難した場合
- ・ 帰宅困難者が交通機関の回復を待つために待機施設などに一時的に避難した場合